

## 神戸市立飛松中学校いじめ防止基本方針

### はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学年・学級にも、そして誰にでも起こりうる。」という基本認識に立ち、本校の生徒が、「いじめ」のない、楽しく心豊かな中学校生活を送ることができるように、「神戸市立飛松中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、校訓「自治・協同・寛容」の精神を育むことを踏まえて、次の3つのポイントに重点を置く。

○神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行うこと。

○「いじめ」の問題について、保護者・地域並びに神戸市子ども家庭センターその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

○生徒、教職員の人権感覚を高め、生徒同士、教職員同士、生徒と教職員などの校内における温かな人間関係を築き、風通しのよい学校づくりに励むこと。

### 1. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、上記の「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、その生徒に寄り添う立場に立って、一方で上記の「いじめ」の定義により、逆に一方的に加害者扱いされる生徒を生み出すことのないよう配慮しながら、適切な方法で事実関係を確かめ、対応に当たることとする。

### 2. 教職員の姿勢

- (1) 生徒一人一人が自己有用感を持ち、自分の居場所を感じられるような学級・学年経営に努めるとともに、生徒との信頼関係を深める。
- (2) 心の深いところで生命を大切に思う人間性や、自己尊重の精神・思いやりの心を育む道徳授業や学級指導の充実に努める。
- (3) 生徒が自己実現を図っていけるよう、日々授業改善に取り組む。
- (4) 諸活動を通じて、教職員が「いじめを絶対に許さない」姿勢を持っていることを生徒に示す。
- (5) 生徒一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- (6) 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (7) 「いじめ」の構造や問題の対処法などについてその理解を深めると同時に、特に、教職員自身が自己の人権感覚を磨き、常に自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を教職員が一人で抱え込まず、同僚や学年、管理職への協力・助言を求める意識を持つ。  
組織として、さまざまなことを話しやすく、相談しやすい雰囲気を作る。

### 3. 校内体制

「飛松中学校いじめ防止研究推進委員会」を設置する。

#### (1) 構成

校長・教頭・生徒指導部長・各学年生徒指導係・養護教諭・スクールカウンセラーの8名。

#### (2) 役割

- ①本校のいじめ防止等の取組に関することや、生徒・保護者へのいじめ防止啓発活動の計画作成。
- ②本校のいじめ対策の方針決定と活動状態の検証および改善。
- ③「いじめ」あるいは「いじめ」の可能性のある相談のあった場合、当該担任や部活動顧問、学年主任等関係職員を加えて、相談内容の把握と状況の情報交換および事実関係の迅速な把握。
- ④事実確認後の、関係生徒や保護者への対応・指導等についての協議と実践。

### 4. 未然防止のために

#### (1) 生徒に対して

- ①学級や学校ならびに社会のルールを守る規範意識の醸成に努め、「自治」の意識を育む。
- ②学級・学年、学校が、ともに心と力を合わせて助け合う「協同」の場であり、生徒一人一人が、認め合い、大切にし合い、その一員として自覚できるような場となるよう努める。
- ③生徒一人一人がかげがえのない存在で、それぞれの命が大切であり、それぞれの個性や意見などが尊重されるべきものであるという「寛容」の心を道徳授業や学級活動等すべての教育活動を通して養う。
- ④授業改善に取り組み、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ⑤さまざまな活動の中で、全ての生徒が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つように育てる。
- ⑥第三者は存在しないことを徹底し、「いじめ」やその予兆を感じたらすぐに教職員や友達に伝えたり、止めさせたりすることの大切さを指導する。「知らせる」ことに罪悪感を持つ必要のないことや身近な出来事に「気づかない」問題性についても合わせて指導する。

#### (2) 学校全体として

- ①教育活動全体を通じて「いじめを絶対に許さない」土壌を作る。
- ②生徒に対して、「いじめ」に関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、定期的な教育相談で必ず話題にするとともに、生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ③教職員は、いじめチェックリストを活用して担任のみならず複数の目で生徒の状況を観察する。
- ④スクールカウンセラーや養護教諭の専門的な助言を軸に、教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに努める。
- ⑤「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」に関する本校教職員の理解を深め、実践力を高める。
- ⑥生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。
- ⑦生徒が相談しやすい関係の構築に努め、定期的な教育相談のみならず、チャンスカウンセリングを重視・実践する体制の充実を図る。
- ⑧「生徒のいるところに先生が必ずいる」よう努め、積極的に声かけを行う。

### (3) 保護者・地域に対して

①生徒が発する変化のサインに気付いたら、すぐに学校へ相談することの大切さを伝える。

②学校・家庭・地域の連携を高めるとともに、本校におけるいじめ防止に向けた取組をはじめ、教育活動の様子を、学校ホームページ、学校だより、各種保護者会、ふれあい懇話会、地域諸会合等を通じて情報発信し、理解と協力を求める。

## 5. 早期発見に向けて

教職員は、「生徒のいるところに教師あり」の精神で、常に生徒と共に活動することを原則とし、ともに活動する中で未然防止に努める。そのほかに

- (1) 教育相談週間を定期的に設定し、生徒が担任に悩みを相談できる時間を設ける。
- (2) 生活ノートを活用し、生徒と担任が心を開いて思いを伝え合える関係作りに努める。
- (3) チャンスカウンセリングを意識して行う。
- (4) 多くの教員で生徒一人一人を見守り、それぞれの気づきを共有する。
- (5) 教師による積極的な声かけによって、生徒に安心感を持たせる。
- (6) アンケート調査等の活用を通して、生徒の人間関係や学校生活他の悩み等の把握に努める。

## 6. 早期対応について

- (1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを生徒に伝える。
- (2) 生徒や保護者の訴えを親身になって聴き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (3) 学校としての組織的な体制の下で事実関係の把握に努める。
- (4) 相談を受けた教員は、生徒指導部長・学年主任・管理職に内容を報告する。全教職員が情報を共有し、「いじめ防止研究推進委員会」で対応を検討する。
- (5) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校と家庭が協力して解決に努め、まず、「いじめ」と見られる行為・態度を止めさせる。
- (6) 再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導およびその保護者への支援を継続して行う。
- (7) 状況によっては、教育委員会事務局（生徒指導係）・所轄警察署（須磨署）・少年サポートセンター（西部）と連携して対処する。

## 7. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級在籍生徒および通常学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」については、特に未然防止・早期発見・早期対応に十分配慮する。また、特別支援学級と普通学級の交流を進める中で、相互理解と相互に尊重する精神を養い、個々の生徒を尊重する教育の推進に努める。

## 8. インターネットやソーシャルメディア利用への対応

- (1) PCや携帯電話・スマートフォン等の利用に関するマナーやルール作りについて、保護者に協力を依頼する。
- (2) インターネットやソーシャルメディアの危険性に関する最新の情報を生徒・保護者に周知する。
- (3) 情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンター等の関係機関との一層の連携を進める。

- (4) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、内容によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。
- (5) インターネットやソーシャルメディア利用によるトラブルや悩み等について、すぐに相談できる専門機関や窓口を学校として、日ごろから確保しておく。

#### 9. 保護者・地域との連携

- (1) 保護者、PTAの組織、地域諸団体と連携し、また「HIT」(飛松中校区神戸っ子応援団)なども活用して、朝のあいさつ運動等諸活動に取り組む。
- (2) 東須磨・板宿両小学校と協力して、学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- (3) PTAや地域諸会合で、学校がいじめの現状やそれに対する取組を発信して、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

#### 10. 関係機関との連携

- (1) インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性の周知と情報モラル教育を積極的に進めるため、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- (2) 犯罪行為の疑い・発生が認められた場合は警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- (3) その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合は、積極的に関係機関と連携を行う。

#### 11. いじめ事案への対処について

- (1) 人権に配慮しながら事実関係を正確に把握し、指導記録をきちんととる。
- (2) 保護者に事実関係を正しく伝え、再発防止へ向けた体制・取組・指導について説明し、理解と協力を求める。
- (3) 当該の生徒を守るため全教職員で情報を共有し、解決に向けて組織的に支援を行う。
- (4) いじめた生徒および取り巻きの生徒に対して、相手の思いや自己の行為を深く考えさせて、毅然とした指導を行い、再発をさせない環境の構築に努める。
- (5) 必ず、教育委員会事務局に事実関係を報告する。

#### 12. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- (2) 教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設置し調査をする。
- (3) 発生した事実を真摯に受け止め、事実関係を把握し、速やかに調査委員会へ調査結果を提出する。
- (4) いじめを受けた生徒・保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

#### 13. その他

- (1) 学校評価においては、年度ごとの取組について、教職員の評価等を行い、その結果を公表して、次年度の取組の改善に活かす。
- (2) この基本方針は、本校の状況に応じて「飛松中学校いじめ防止研究推進委員会」において点検と見直しを進め、適切に改訂を行う。

附記 平成26年3月20日 策定      平成29年4月1日 改訂